

# 平成30年7月豪雨に係る転入学の特別措置の手続きについて

高等学校課

## 1 転入学の希望者からの申請

- 転入学の希望者（以下「志願者」という）が、転入学願書（様式第1号）を高等学校課に提出する。
- 高等学校課が面接日を決定し、志願者に連絡する。

## 2 面接

- 高等学校課で面接を実施する。
- 面接は、志願者と保証人同伴で行う。なお、保証人は、高知県在住の成人で、保護者又は身元引受人となる者とする。
- 本人の学習状況や住居地の被災状況等については面接で聴き取りを行い、被災状況等聴取書（様式第2号）として、転入学先の高等学校を決定する資料とする。

## 3 転入学先の高等学校の決定

- 転入学先の高等学校は、県教育委員会が面接や資料等に基づき総合的に判断して決定する。
- 転入学先の高等学校の決定に当たっては、高知県での居住地から通学できる高等学校を基本とするが、在籍していた高等学校に連絡を取るなどの調査を含め、総合的に判断して決定するものとする。

## 4 転入学先の高等学校の通知

- 高等学校課は、志願者及び保証人に審査結果を通知する。
- 高等学校課は、転入学先の高等学校長に転入学の決定について通知する。
- 高等学校課は、在籍していた高等学校及び所管の教育委員会に転入学の決定について通知する。
- 転入学先の高等学校は、志願者及び保証人に、高等学校での事務手続きについて連絡する。

## 5 転入学後の各種書類

- 転入学先の高等学校は、志願者が在籍していた高等学校と連絡を取り合い、必要な書類の受け渡しを行うこととする。
- 転入学の決定後、次の書類を志願者が在籍していた高等学校から転入学先高等学校に送付してもらうこと。
  - ① 在籍証明書
  - ② 成績証明書
  - ③ 単位修得証明書
  - ④ 教育課程表
  - ⑤ 高等学校生徒指導要録の写し
  - ⑥ 高等学校の健康診断票
  - ⑦ 独立行政法人 日本スポーツ振興センター加入証明書
- 震災のため書類が整わない場合は、学校間で柔軟に運用することとする。